

令和7年3月26日

北海道行政書士会会員 各位

北海道行政書士会 中央研修所
研修統轄 三浦 勝也

中央研修所サイトVOD研修 配信再開&パスワードにつきまして〈再告知〉

平素より本会研修事業へのご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。
すでに本会サイト上で告知しておりましたが、この度、北海道行政書士会中央研修所では
VOD視聴による研修を再開いたしましたのでお知らせいたします。

「どこでも・好きな時間に視聴できる」研修形式です。是非この機会にご視聴ください。

- 1 視聴方法：北海道行政書士会 中央研修所のウェブサイトより動画配信いたします。
(<https://kensyu.do-gyosei.or.jp/>)
- 2 パスワード：講座ごとに必要となります。

(下記掲載分は無料の講座となりますので、まとめてお伝えします。)

講座名	パスワード
建設業経理士検定試験 2級対策講座	keiri2
終活業務研修 (「終活ガイドブック&エンディングノート」の活用について)	syu0206
家族信託研修【基礎】	sintaku0318
家族信託研修【実務】	sintaku1113
「行政書士の国際業務への招待」	kokusai1
「フリーランス・事業者間取引適正化等法」研修	24flaw
令和6年度 入管業務研修	r6nyukan
カスタマーハラスメント研修	nocushara25
「相続基礎講座」第1回・相続手続	wedg01
〃 第2回・相続業務～行政書士の実践知識取得	wedg02

※今後、有料講座を掲載した場合、パスワードは受講料納付者に限りお伝えいたします。

(なお、中央研修所サイトでの講座名冒頭の「保護中」の表示は、パスワードによる保護がかかっていることを示しており、閲覧には支障ございません。)

また、本会サイト (<https://www.do-gyosei.or.jp/>) へ会員ログイン後、トップ画面右上の検索欄にて“パスワード”と検索すると、VOD研修のパスワードを見つけることができます。※ログイン中に「新着情報」に遷移した場合、再度検索してください。

令和7年3月26日

北海道行政書士会会員 各位

北海道行政書士会中央研修所
研修統轄 三浦 勝也

「道路法に基づく特殊車両通行許可制度に係る研修会」のVOD化 & パスワードのご案内

平素より、本会の研修事業活動にご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

近年、社会経済の発展や企業の法令順守の取組強化等により、年々道路法に基づく特殊車両通行許可申請の件数が増加しており、行政書士による申請代理も増加傾向にありますが、内容が複雑で申請書作成が難しいとされ、審査窓口から申請書の補正・差し戻しもあり、許可証の受取まで時間を要するケースが多いのも現状となっています。

これらを踏まえ、今回、国土交通省北海道開発局札幌開発建設部のご協力により、申請書作成における留意点など申請手続を中心とした標記研修会を去る2月21日（金）に開催いたしました。

このたび中央研修所サイトにて研修会の録画映像を視聴できる様にいたしました（VOD化）。是非この機会にご覧いただけますようお願い申し上げます。

記

- 1 視 聴 方 法 : 北海道行政書士会 中央研修所のウェブサイトより動画配信いたします
(<https://kensyu.do-gyosei.or.jp/>)
- 2 講 師 : 国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部
特定公物管理対策官（特殊車両担当） 山岸 丈洋 氏
- 3 内 容 : 申請状況と行政書士による申請代理、法令通達と審査基準、審査窓口からの指摘事項、通行確認制度や許可期間延長など近年の取組と留意点、取締対応など
※オンライン申請システムの操作は行いません。
- 4 視 聴 料 : 無料
- 5 パスワード : **tk2402**
- 6 そ の 他 :
 - (1) 内容については、初めての方から既に特車申請を行っている方まで無理なく受講できるものですが、初めての方は、以下参考サイトで事前に特殊車両通行許可制度を確認することにより、研修内容の理解がより深まると思います。
(参考:特殊車両通行許可制度(上:開発局)、オンライン申請システム操作説明資料(下:国土交通省))
<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/kn/kengyou/u23dsn0000019h8.html>
https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/download/simpleOnlineManual_Ver202203.pdf
 - (2) 受講形式に関わらず、受講者による研修の録画・録音・撮影行為、および資料の無断複製（VOD研修受講のための資料のダウンロードを除く）は厳禁とします。

令和7年3月26日

北海道行政書士会会員 各位

北海道行政書士会 中央研修所
研修統轄 三浦 勝也

「行政書士法人設立の手引き」のご案内

北海道行政書士会中央研修所では戦略推進部の協力のもと、行政書士法人設立についてご検討されている会員向けに、このたび「行政書士法人設立の手引き」と題してVOD形式による本動画セミナーを開講いたしました。

ご承知の通り日本は超高齢社会の中にあり、報道では大手企業においても人材不足の問題が取りざたされております。また、後継者がいないという理由で廃業を余儀なくされる事業者が多いのが現状で、行政書士事務所においても同じことが言えます。

そこで、本動画セミナーは、これからの将来を見据えて事務所の法人化により事業承継の準備をお考えの方、事業拡大をお考えの方などにご覧いただきたいと考えて企画いたしました。

実際の法人設立書類作成等につきましては割愛させていただき、本動画セミナーでは法人設立のメリット、デメリットなどの今後の法人化に向けた検討材料としてご視聴いただけると幸いです。

※本動画セミナーでは配信日現在の法令等により編集しております。実際の行政書士法人設立の際は最新情報をご確認ください。

記

- 1 研修方法：VOD（ビデオオンデマンド）による視聴研修
- 2 視聴方法：北海道行政書士会 中央研修所のウェブサイトより動画配信いたします
(<https://kensyu.do-gyosei.or.jp/>)
- 3 講師：北海道行政書士会 戦略推進部 圓尾 智裕 会員（十勝支部）
- 4 視聴料：無料
- 5 パスワード：r7gshtbk

令和7年3月26日

北海道行政書士会会員 各位

北海道行政書士会 中央研修所 研修統轄 三浦 勝也

「令和7年度特定行政書士法定研修」のご案内

日本行政書士会連合会から、令和7年度特定行政書士法定研修の周知依頼がありましたので、お知らせします。詳細につきましては「日本行政」3月号及び会員サイト「連con」に募集要項が掲載されておりますので、ご確認ください。

さあ!

特定行政書士になろう



行政書士法改正(平成26年12月27日施行)により、
日本行政書士会連合会が実施する研修を修了した行政書士(特定行政書士)は、
行政不服申立てに係る手続きの代理が行えることとなりました。

行政書士証票に「**特定行政書士**」が付記され、
特定行政書士専用の徽章を購入することができます。

【申込期間】 2025年4月1日(火)~6月20日(金)
【受講期間】 2025年8月1日(金)~9月15日(月・祝)
中央研修所研修サイトを利用したeラーニング方式で実施いたします。
PC・スマホ等(*)があれば自宅からいつでも講義を受講することができます。
【考査日】 2025年10月19日(日)
(単位会が指定する考査会場にて全国一斉で開催いたします。)
【講義科目】 行政法総論、行政手続制度概説、行政手続法の論点、
行政不服審査制度概説、行政不服審査法の論点、
行政事件訴訟法の論点、要件事実・事実認定論、
特定行政書士の倫理、総まとめ(予定)

※一部サポート対象外となるブラウザ・機能がございます。
あらかじめ中央研修所研修サイトの利用確認をお願いいたします。

「プレ研修」は中央研修所研修サイトで公開中!

詳細は「月刊日本行政」3~6月号に掲載の「令和7年度特定行政書士法定研修募集要項」または下記QRコードより会員専用サイト「連con」内、「特定行政書士法定研修」をご覧ください(事前にログインの上、読み取ってください)。



 日本行政書士会連合会

令和7年度 特定行政書士法定研修 募集要項

<中央研修所>

本研修は、行政書士法第1条の3第1項第2号に規定する業務を行うのに必要な行政不服申立手続の知識及び実務能力の修得を目的とし、行政書士法第1条の3第2項に規定する研修（以下「特定行政書士法定研修」という。）として、日本行政書士会連合会会則第62条の3の規定に基づき実施するものです。

所定の講義を受講し、考査において基準に到達することにより研修を修了し、特定行政書士となります。

研修概要

1 受講資格

行政書士
（申込時点において、行政書士名簿に登録されている者）

2 研修内容

以下の「講義」を所定の期間内に所定時間受講し、「考査」において基準に到達することをもって修了となります。

(1) 講義

受講期間内に、各自で、中央研修所研修サイト（ビデオ・オン・デマンドシステム）（以下「研修サイト」という。）に登録されたビデオ講義を受講していただきます。

〈受講期間〉令和7年8月1日（金）～9月15日（月・祝）

〈講義科目〉

科目	時間（コマ数）
行政法総論	18時間 〔約1時間×18コマ〕
行政手続制度概説	
行政手続法の論点	
行政不服審査制度概説	
行政不服審査法の論点	
行政事件訴訟法の論点	
要件事実・事実認定論	
特定行政書士の倫理	
総まとめ	

(2) 考査

令和7年10月19日（日）14：00～16：00に所属の単位会が指定する会場において実施（全国一斉開催）します。

※考査会場は、9月上旬（予定）に本会ホームページ会員サイト「連con」（以下「会員サイト」という。）内で発表いたします。

〈考査問題について〉

上記「講義科目」に関する理解度を測るための考査で、マークシートによる30問択一式問題で行われます。

〈出題範囲及び到達基準点について〉

講義科目（法定研修テキスト及びサブテキスト「行政書士のための行政法」「行政書士のための要件事実の基礎」（いずれも日本評論社刊）を含む）の内容の理解を問う出題となります。

なお、令和7年4月1日現在施行されている法令を基準として出題するため、同日までに施行・確定された法令・判例については、テキスト・サブテキストの内容に係るものである限り、その発刊以降のものも出題範囲に含まれます。

また、到達基準点は、例年およそ6割程度です。

3 申込みについて

(1) 申込期間

令和7年4月1日（火）09：00～

令和7年6月20日（金）17：00

※再受講・再受験を希望される方も期間内の申込みが必要です。

※申込期間は厳守されるようお願いいたします。

(2) 申込・受講料払込方法

会員サイトから特定行政書士法定研修申込ページにアクセスしてお申込みください。

申込受付後、翌週月曜日（休日の場合は、翌営業日）までに受講料入金方法を記載したメールを送信します。

メールに記載されているURLから決済ページにアクセスし、決済方法を選択して支払手続を進めてください（クレジットカード決済・コンビニ決済等）。

※メール及び決済ページに記載されている入金期限は厳守されるようお願いします。

※一度納入された受講料はお返しできません。

4 受講料

8万円（テキスト代含む）

※再受講・再受験の受講料は、次々ページ〈再受講制度について〉を御確認ください。

5 結果通知

修了者の考査受験番号を会員サイト内「特定行政書士法定研修」に掲載（11月中旬（予定））するとともに、受験者の事務所所在地へ郵送（12月上旬（予定））にて通知します。

6 災害発生時等における講義・考査の中止について

災害発生時等、本研修の講義・考査を中止せざるを得ない事由が発生した際、以下の措置を講じる場合がありますので、あらかじめ御確認ください。

〈講義について〉

研修サイトの運用が継続できない場合など、講義ビデオの提供を中止することがあります。

講義中止の場合は、受講期間を延長するなど可能な限り実施に向けた措置を講ずることとしますが、長期間にわたり実施環境が整わない場合には、次年度への振替とします。

〈考査について〉

安全に開催できない恐れがある場合など、考査を中止することがあります。

考査中止の場合は、次年度への振替とします。

7 その他

特定行政書士法定研修に関する情報は、会員サイト内「特定行政書士法定研修」へ掲載するか、若しくはメールにて御連絡いたしますので、随時御確認ください。